

平成28年第1回 経済建設委員会会議録

平成28年3月2日

第2委員会室

開 会： 午前8時57分

委員長 深 萱 安 信

副委員長 鵜 飼 伸 幸

2番委員 中 嶋 元 則、3番委員 千 藤 安 雄、4番委員 町 野 道 明、5番委員 堀 誠

6番委員 柘 植 晃

委員長 ; おはようございます。定刻前ですが皆さんお揃いでございますので、平成28年第1回経済建設委員会を開催いたします。本日の会議は、去る2月25日の本会議において当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は配布してあります別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願いします。それでは、はじめに市長さんからご挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆さんおはようございます。早朝から経済建設委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。ただ今委員長さんからお話ございましたように、2月25日の本会議で当委員会に付託されました、議第5号恵那市中小企業・小規模企業振興条例の制定について他24件、合計25議案についてご審議をいただきます。どうかよろしくお願いします。少し情報でございますが、去る2月26日に恵那商工会議所の青年部と市長と語る会という会を、今年で4回目でございますけれども、毎年市の若手の職員が出向きまして、今年も3人出ておりますけれども、特に地方創生についてを議論にして、勉強会をしてまいりました。まとまった時点で私が入っていくという形で、私の前でまとめをしていただいて意見交換するという形で、最後には私が市長になったら何を公約するかということを書いてもらって皆さんで発表するということもありました。感じたことは回を重ねるごとに恵那市のことについて真剣に考えていただけるようになったということと、市政についても随分関心を持っていたというのだと思います。どういう伝か、なかなかしっかりした人を頼んでみて、1人は内閣府の地方創生推進室の企画調整官、これは課長級ですけれども、恵那出身の竹内さん、国交省から出向されてみえる方と、中小企業庁の取引課の課長補佐で田辺さんというお2人を招いて、国の考え方も含めて、国と市の考え方をまとめて、そういう議論をされたということで、大変高度な会だったと思っております。

あとは懇親会の際にいろんな意見が出ましたが、家に帰ったら 11 時でしたので、かなり遅くまで議論したということになりますけれども、所管の経済界の若手の皆さんがそういうことがあったということだけご報告させていただきます。それではどうかよろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。続きまして議長さんご挨拶をお願いいたします。

議長 ; 皆さんおはようございます。早朝より大変ご苦勞様でございます。本日は去る 25 日の本会議で経済建設委員会に付託された議案の審査でございます。議案をしっかりと理解していただくよう、しっかりした議論をよろしくお願いいたします。以上よろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。それでは議題に入りますが、各議案の内容は本会議において詳細説明を受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのスイッチが入っていることを確認してからお願いいたします。

委員長 ; それでは、「議第 5 号 恵那市中小企業・小規模企業振興条例の制定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; この条例ができたことによって、今までと、どういうふうに支援が変わるかがまずお聞きしたいのと、第 4 条の 3 のところに市は施策を実施するための財政上の措置を講ずるとはどういう意味なのか。それから 32 ページの中小企業者等への資金供給の円滑化を図るとあるが、この 3 点はどういうものかお伺いします。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; 条例ができてどう変わるかということですが、基本的には今すぐに何かが変わるという意味ではないのですけれども、改めて今までは曖昧になっていた市の立場だとか事業所の立場だとか、会議所の立場を明確にして、それでもって広く市民の方に周知をしていくと、これがまず 1 つです。それから第 4 条の財政上の支援ですね、支援策につきましては、この条例の中ではまだ定めておりませんで、今後この条例が制定後に検討していくことになりまして、その中で具体的にどういった支援策ができるかということは、検討することになろうかと思っております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 括弧 4 番ですね。資金供給の円滑化を図ると。これどういうことなのか。小口融資の

ことかもしれませんけど、どういう円滑を図るのか考えがあればお聞きします。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; 具体的なところは先ほど申し上げたとおり決まっておりますので、小口融資の枠を広げるとか、今年からだとマル経融資という商工会議所の支援する融資があるのですが、そういったところの利子補給ですとかは順番に進めておりまして、この施策を28年度以降ですけれども、改めて検討する中で位置付けていきたいと考えております。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。2番委員。

2番委員 ; 町野議員が聞かれたのと似たような質問ですけれども、第4条の3のところですね、社会情勢、経済情勢の変化ということで、財政上の措置を講ずるということも考えるわけですけれども、もしその中小企業等から固定資産税等の軽減を求められた場合ですね、その時は財政上の措置を講ずるのかどうか1点と、金融機関の役割ということですけど、これは既に金融機関に協力依頼がしてあるのかどうかお伺いします。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; 第4条の第3項のところですね、施策を実施するための財政上の措置というところですが、先ほども申し上げましたように具体的なおところにおいてはまだ決まっておりませんで、今後検討することになると思います。28年度以降に各企業さんというよりも、商工会議所だとか商工会さんとの協議の中でいろいろ検討はすると思いますけれども、具体的に今おっしゃられたように固定資産税の減免という話がいきなりということはないと思います。それから金融機関のところの、先ほどのお話ですが、これも金融機関の方とは事前には協議しておりませんで、今後金融機関の協会がありますので、そういったところと協議をさせていただくと、もしくは政策金融公庫みたいな国の機関のほうとも協議をさせていただく予定です。

委員長 ; 他にありませんか。6番委員。

6番委員 ; 中小企業の振興策については中小企業振興法に基づいて行われてきたところですが、今回国において小規模企業振興基本法案、そして小規模支援法が成立しておりますけれども、それらに基づいて市においても条例を改正するというふうに理解してよろしいですかね。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; おっしゃられるとおりでございます。併せて申し上げますと今の国の地方創生なども含めて今回条例のご要望もありました。市のほうもこれをやらないといけないだろうということもありましたし、経済団体からのご要望もありましたので、このタイミン

グでということであります。

委員長 ; 他にありませんか。市長。

市長 ; 今課長が説明したとおりでございますけれども、国も中小企業の経営強化法、あるいは県も今度条例を作られますので、恵那市がどのように国や県と検討をしながら、国がやられることを市がやってもいけませんので、そういうことをしっかり整備して市ができることを是非やっていきたい。今できることは第4条の第5項にありますように恵那市が発注する機会だとかそういうものを、条例ができればすぐできるわけですので、そういうことを今できることからやっていこうと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 号 恵那市中小企業・小規模企業振興条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 5 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 号 恵那市本社機能移転促進条例の制定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。5 番委員。

5 番委員 ; 今回の恵那市本社機能移転促進条例の中でですね、この奨励措置を受ける条件として新規地元常用雇用者 10 名というものが入っているんですけども、いろいろ今までも市の条例にもあったのですが、なかなか新規の捉え方が住民票を持ってきて、恵那市に転入すれば新規という捉え方ができるということで、なかなか地元の方が雇用されないのではないかという意見とですね、高校の就職担当者の方に聞きますと、なかなか新規採用を受け入れるのが厳しいということで、ここら辺の奨励措置のところで、新卒を採るとか、具体的にもう少し踏み込んだ条件を付けないとですね、なかなか元々の会社がこっちにきて住所を変えれば、10 人埋まってしまう地元採用というの

は限られてくるんですね。ここら辺の 10 人の枠はどのように決められたかお聞きしたいと思います。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; 本社機能移転条例に関しましては、国のほうで地域活力向上地域に関する支援制度というものがあまして、それに基づいてそれに上乗せする形で、市独自の奨励制度を設けるという制度でございます。今資料がなかったのですが、確か新規常用雇用者 10 人の縛りに関しては国に合わせた記憶なのですが、いますぐ出ませんので、後ほど説明を申し上げたいと思います。

委員長 ; 他にご質疑ございますか。4 番委員。

4 番委員 ; 国のほうでは法人税の減税ということも兼ねて、市のほうは固定資産税の減税というそういった背景は東京 23 区の一極化をこちらに引っ張るというわけですけど、リニアができる地域は、これはチャンスがあるわけですが、そういった背景のものをどういうふうに、条例は条例ですけれども、何か引っ張る事例とかね、既に全国でどういうふうにしてみえるか分かりませんが、全国で本社機能が移転している事例とか、そういうものを踏まえて、恵那市ではどういうことを国とか県とか分かりませんが、連携して本社機能をこちらに持ってくることは、リニアのまちづくりも兼ねてあるんですが、そういうことはできますかね。その辺のところをどのようにされていくかお聞きします。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; できるかどうかというお話と、事例というお話しなんですが、事例に関しましては資料が手元になくて申し訳ございませんが、例えばこの北陸新幹線、コマツさんとか YKK の 2 つが本社を地方に移されたという事例があります。そういった地方出身の会社が一度東京で本社を設けたのだけれども、会社のかなりの部分を元出身のところに戻したという事例があつて、そういう意味では全然可能性がないわけではないと考えています。具体的にどういうものが考えられるかというとそれはこれからの話ですけれども、1 つは地方に移転するためのいろいろな施策、例えば税の減免なんかは、ほとんど日本中で同じように取り組んでらっしゃいますので、それ以上に恵那市に余計にメリットがあるようにということでは、恵那市独自の条例を設けることが非常に重要ではないかということです。これは県内ですと、中津川市さんと恵那市だけがこういった 5,000 万円を上限とした奨励措置を設けるということで、それ以外のところは税の減免まではするけれど、それ以上はやらないというところがあるようです。そういう意味ではリニアも視野に入れてということで今は考えています。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。 2 番委員。

2 番委員 ; この条例はですね、地方創生に関する施策の一環として地方創生法に基づく地方の拠点強化の税制ということで、私も少し調べさせていただいたのですが、それで税制の優遇等を受けられる制度だというふうに思っております。その中で、不動産取得税だとか、固定資産税などの軽減の措置を行った場合ですね、これは地方交付税で補填されると思うのですね。その中で、減収額の一部を補填ということですが、その一部とはどのぐらいになるか、どうでしょうかね。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; 一応一部というのが、ルールがありまして、例えば移転型と拡充型と本社機能の移転には 2 種類ありまして、移転型というのが東京 23 区から地方に移転する場合。それから拡充型というのが東京 23 区以外から地方に移転する場合で、それぞれ対象となる税額が違います。移転型は初年度が 10 分の 10、2 年目が 4 分の 3、それから 3 年目が 2 分の 1 になっています。それぞれが補填の対象になりますので、恵那市のほうの税制の改正のほうも同じようになってますので、市のほうで固定資産税を減免するのは残りの部分ということになります。拡充型のほうに関しましては 1 年目が 3 分の 3、2 年目が 3 分の 2、3 年目が 3 分の 1 ということで、若干割合は違いますけれども、補填される額は決まっております。それから常用雇用の 10 名の話は国の再生計画に基づいた認められるものが、やはり従業員が 10 名という決めがありまして、これに基づいて恵那市も同じルールで運用させていただくということでございます。

委員長 ; 他にございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 6 号 恵那市本社機能移転促進条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 6 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 7 号 恵那市屋外広告物条例の制定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。5番委員。

5番委員 ; 今回広告物の条例が県から下りてきたということで、内容を見ますと、許可手数料がですね、県の手数料ではなくて、恵那市の手数料にするという形になっておりますけれども、これは差額があるのか、恵那のほうが安いのかそこをお聞きしたいと思います。

委員長 ; 建設政策課長。

建設政策課長 ; 屋外広告物の事務につきましてはですね、岐阜県の事務処理に関する特例により、すでに現在、市のほうで事務処理を行っております。その事務処理を行っている時点で恵那市の手数料条例に基づいて手数料をいただいておりますので、今回の条例に関して変わるものではありません。今市役所で事務を行っているときは恵那市の手数料条例で行っております。県の手数料条例で行っておりませんので、引き続き市の手数料条例で行うということです。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 事務処理そのものが恵那市ということは従前から恵那市の手数料料金でやっていたということですか。

委員長 ; 建設政策課長。

建設政策課長 ; 県事務処理に関する特例により事務が移譲されております。

委員長 ; 他にありませんか。6番委員。

6番委員 ; 条文の解釈問題ですけれども、こんがらがって分かりませんが、第5条の5項で電柱、街灯柱はここで、第5条は設置してはいけないものをうたっていて、ここでわざわざ市長が指定するものはだめだよとここでいっていて、2項は電柱、街灯柱は全部これは設置してはならないとなっているんやね。そうすると全部設置してはいけないと解釈できるのですが、わざわざこういうふうに両方に分けて言い方をしているということは、そのものを対象にしているのか、そこら辺が少し分かりませんので教えてください。

委員長 ; 建設政策課長。

建設政策課長 ; 5条の1項の5項につきましては電柱、街灯柱その他これらに類するもので市長が指定するものとなっていますので、市長が指定するものの中で、今回では市長が指定するものは指定しておりません。別途告示をして指定するということになっておりますが、条例の中ではうたわずに告示で指定するということになっておりますので、今回は、指定はしておりませんので、この2項のほうにあります電柱、街灯柱その他これらに類するものには、張り紙だとか、立看板を設置してはならないという規定でござ

います。

委員長 ; 6 番委員。

6 番委員 ; ということは、要は5項でいくと、市長は指定していないということなので、指定していないということは設置してはいけないよということを指定してないということやもんね。したものを。要はわざわざ市長が設置してはいかんよというのを指定しないといけない部分があるわけなんやね。そういうものは。具体的にはどういうものですか。

委員長 ; 建設政策課長。

建設政策課長 ; 電柱などですと電柱に巻いてあるような看板があったりとか張り出しのような看板がありますけれども、ああいったものは許可の対象になっております。ですので、あえてそういうもの以外で必要とある場合に市長が指定して禁止することができるということでございます。

委員長 ; 6 番委員。

6 番委員 ; 2 項にいくと、全部設置してはならないとなっているので。

委員長 ; 建設政策課長。

建設政策課長 ; 2 項ではこういった電柱には張り紙とか立看板を設置、または設置してはならないということで、電柱に張り紙ですね、そういったものとか、立看板を立て掛けたりとか、そういったことは禁止ですよということがうたっております。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; それこそ鵜飼伸幸という後援会ってありますよね。あれ家のところに電柱が立っていて、そこに括り付けたんです。これは違反だそうです。そういうものはだめだそうです。らっせい道の駅とか、そういう巻き看板はオッケーなんです。その時にいろいろ聞いたらそういう仕方。ですから鵜飼伸幸という張り紙もぺらっと張ってはだめだと、そういうことは最初の選挙のときに叱られたんですけど、立看板とはそういう看板を付けてはだめだと電柱には、一切。

委員長 ; 6 番委員。

6 番委員 ; 僕が質問しているのは5項の関係と2項の関係がどうつながるかということ。

委員長 ; 建設政策課長。

建設政策課長 ; 5 項の場合はあえてそれ以外のものを指定した場合に禁止ができるということです。

委員長 ; 6 番委員。

6 番委員 ; 禁止しないということなら分かるけど、禁止するやろ。2 項いっても禁止やら。どちらも禁止なんやて。

委員長 ; 建設政策課長。

建設政策課長；2項では張り紙とか立看板とかが禁止と既にうたっておりますので、それ以外のものをまた何か指定するときにはここで指定するということです。

委員長；6番委員よろしいですか。発言される方は指名してから赤いランプが付いてから質疑をしてください。よろしくお願いします。

他にございますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長；ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長；討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 7 号 恵那市屋外広告物条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全会一致）

委員長；全会一致であります。よって、「議第 7 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長；次に、「議第 8 号 恵那市特定空家等審査会設置条例の制定について」を議題いたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。4番委員。

4番委員；特定空家に関する条例ということで、恵那市内に空家がたくさんあるわけですけど、特定空家に該当するものは今現在掌握されてますか。

委員長；都市住宅課長。

都市住宅課長；現在 27 年度補正予算で市内の空家のデータを委託して収集しております。年度内にはデータができると思います。それをもって、28 年度に現地調査をしてその状況等を確認します。現在は明智町において市道沿いで道路へ倒れてくる恐れのある建物を 1 件把握しております。以上です。

委員長；4番委員。

4番委員；現在 1 件ということですね。

委員長；都市住宅課長。

都市住宅課長；現在 1 件です。

委員長；他にありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 8 号 恵那市特定空家等審査会設置条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

全会一致であります。よって、「議第 8 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 10 号 恵那市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。4 番委員。

4 番委員 ; 最適化推進委員も出るということですので、農業の振興がですね、若者のほうにも農業振興しなあかんとか国のほうは言っていますけれども、これが農業委員会の条例が変わるわけですが、最適化に移行になって農業の振興にどのように活用していくかというのをお聞きしたいと思います。人数を増やしたくないと思いますので。

委員長 ; 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 ; 農地利用最適化推進委員の役割としましては、それぞれ担当地域が決まってくるけれども、その中で、農地中間管理機構などがやっております担い手への利用集積、そういうものを進める役割もあります。それから耕作放棄地の発生防止、解消。それから議員が言われました新規参入の促進なんかも現場のほうで地域でということですが、推進員が中心になって行うという役割を担っていくということで、それを通して農業振興に役に立っていくということを今考えておりますのでお願いをします。

委員長 ; 他にありませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 今回これが通りますと、農業委員会の選挙制がなくなるわけですけど、私も恵那市に帰ってきたときに、選挙のない農業委員会というのは始めてみたのですが、大都会では農業委員は市会議員より難しいくらい選挙をやるんですね。やはりそれは農地の転用とかいろいろで、あと観光開発とかいろいろでそのくらい農業委員の重みというのがあったのですが、今度それが選挙がなくなって市長の任命制になったときの、議会の同意を要件とする、議会の同意の重みはどんなふうに議員は捉えればよいか教えてほしいです。

委員長 ; 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 ; 農業委員会は一応地方自治法でいうと、執行機関になっていますので、公平委員とか教育委員と同じように農業委員についても今度市長の任命制にありますので、議会の同意を得て執行機関としてやっていくということになりますので、そういう同意ということでご理解いただけないかと思います。

委員長 ; 他にございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 10 号 恵那市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 10 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 ; 補足説明させていただきます。農業委員は議会の同意をいただくということになっておりますし、農地利用最適化推進委員は農業委員会が会長名で委嘱ということになりますので、そういう取り扱いでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ; 次に、「議第 26 号 恵那市小里川ダム右岸広場条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。3 番委員。

3 番委員 ; あえて今の時点で改正される理由ですね。今まで問題があったから今改正されるのか。それと今後管理がですね、今まではおばあちゃん市がやっていたものを今度変わるとなると変わってくるのかその辺のところを。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; ここは 12 月の議会でもお話ししましたように、指定管理の施設でしたので、今回を逃すと 5 年先までそのままということになるところでした。おばあちゃん市とも相談しまして、ここは収益を取れる場所でもないですし、正直言いますとおばあちゃん市が持ち出しもしている状態で、管理を受けた以上はということで、指定管理費以上の

お金を使ってやってみえたということもありましたので、今回をタイミングとしまして4月以降は市が直接管理するというふうに条例に変えるという内容でして、今回のタイミングということになります。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; そうすると管理に対して若干市が直接やっていく形を取るわけですね。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; 直接やるのですが、今度は業務委託管理ということでおばあちゃん市にお願いしようと思っております、予算的にも同額でございます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第26号 恵那市小里川ダム右岸広場条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第26号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第27号 恵那市串原体験道場条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。5番委員。

5番委員 ; 直接の条例改正の部分ではないんですけど、今までの認識がなかったものですから、経過措置の部分ですね、この中に観覧料、入館料が文言であるというのが、どういう意味で入っているのか理解できなかったのを教えていただきたいのですが。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; 観覧料とか見学科が何を意味するかは僕も認識しておりませんで、それはそのままを新しい条例では持ち込んだということでございまして、特にこれで収益が上がっているというふうには認識しておりません。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 私もいろいろ紐解いたんですけど、過去もずっときているんですよね。ですからもし

条例改正するなら、これを不要なら不要で削除する勘考したほうが、このまま付いていく気がするんですけども。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; ご指摘いただいた内容ですけれども、その他公の施設の使用に係る料金の取り扱いについては従前の例によるということでございまして、当面こういうふうにさせていただきまして、必要に応じてどこかのタイミングで修正させていただきたいと思います。

委員長 ; 他にありませんか。4番委員。

4番委員 ; さっきの小里川でも持ち出しがあるとか、今回も収益がなかなかないということでしたので、例えばフルコストと言っては表現がなんですけども、指定管理料がこれだけありますよと、そして利用者がこれだけありますよと、そうすると割ると1人当たりどれくらいのコストというのは把握していますか。指定管理を止めるわけですのでその辺ちょっとどういうふうになるかお伺いします。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; この場合はですね、まず指定管理者がNPO法人奥矢作森林塾様で26年ですけれども、指定管理料が51万4,000円でした。これにかかる利用料収入が7万7,000円ございまして、収入合計が59万1,000円でした。これに対して支出の合計が68万1,000円ということで、この時点で9万円の赤字があったというふうに聞いております。この支出は68万1,000円に対して26年度の利用実績ですけれども、年間365日のうち24日の利用でして、延べ利用者は109名ということです。そば打ち体験が約7割、豆腐づくりが3割くらいと聞いていますが、利用料収入は7万7,000円しか上がっていないですし、100人くらいのご利用ということですので、これを指定管理で引き続き5年間利用するのではなくて、直接管理から移譲も含めて検討したいということでございます。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 51万円に対して109人の方が利用したということですね。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; 指定管理費用に関して申し上げます。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 51万円を109人で割るといくらになるね。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; 51万円を109人で割りますので、おそらく5,000円くらい、4,600円ということでございます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 27 号 恵那市串原体験道場条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 27 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 28 号 恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 28 号 恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 28 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 32 号 恵那市山岡農村婦人の家条例の廃止について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 3 2 号 恵那市山岡農村婦人の家条例の廃止について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全会一致）

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 3 2 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 3 3 号 市道路線の認定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 3 3 号 市道路線の認定について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全会一致）

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 3 3 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 3 4 号 市道路線の認定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。 3 番委員。

3 番委員 ; 2 点お伺いしますが、県道の廃道処理ということで、市道認定をされるわけですが、私も数回現場を通らせていただきまして、現場を見ておりますが、なかなか道路としては質の良い道路ではなくて、通り抜けができないような形になっておりますが、これは県の中で話し合いでこうなっていると思いますが、まず底地が市に移管されているかということと、管理がどうしてもやっていかなければならないか、その辺の経過をお伺いしたいと思います。

委員長 ; 管理課長。

管理課長 ; まず所有地がどうなっているかのご質問からお答えさせていただきます。所有地の変更はしておりません。管理移管のみでございます。これにつきましては岐阜県の旧

道処理要綱がございまして、その中の第7条に登記の整理というものがございまして。その中で旧道を市町村に渡すまでの間に県名義に登録変えしておくものとし、未買収の民有地についても極力寄付等により所有権の移転を受け、登記を整理しておくものとするとなっています。要は旧道敷地内にある民有地については処理をしていくというもので、県から市への所有権移転は特別その中では行わないということになっています。それから旧道につきましては、平成10年に岐阜県と旧道の管理について協議をいたしまして、市道として認定して引き受けるということで承諾書を県の方へ提出しておりますので、今回道路改良事業が完成したことによりまして市道路線に認定し、道路移管を受けるものでございます。それで議員さんも現場を見ておられるということで、不特定多数がいつも通るような道路ではないものですから、不法投棄対策として鍵付きのポールにて通常は通行を制限して通行が必要な場合は鍵を貸すような運用とすることを考えております。以上です。

委員長 ; 3番委員。

3番委員 ; 内容はよく分かりましたが、一番問題なのが底地の問題ですね。極端なことを言いますと道路としてはあまり利用のできないような形態ですので、是非約束事の中で恵那市のほうへ所有権移転をしていかないと、きっと将来ここを汎用化したときに、県はなかなか、今はチャンスではありますけれども、そういう形で所有権移転をしてくれというときに、違う用途になったときはなかなか判を押してくれないという前例がありますので、是非ですねその辺の引き受けるときには将来市としていい形になるような形で協議をしていただきたいと思います。管理だけはさせられて、権限だけは向こうにあって、何かあった時に、恵那市として何か動こうとしたときに、まったく県の伺いを立てないとできないと将来いろいろ問題が出る可能性がありますので、是非協議の中に所有権移転は市に移して市が管理しますよという形でやっていただきたいと思います。

委員長 ; 管理課長。

管理課長 ; 今議員さんに言われたことを、これから引継ぎの間までにしっかり整理していきたいと思っています。

委員長 ; 6番委員。

6番委員 ; 今に関連してですけど、市道に認定するというので、僕らの解釈では県から払い下げられるというふうに思っているわけですが、そうではないんですか。相変わらず所有権だとかそういうのは、土地については県が持っていることになるんじゃないでしょ。

委員長 ; 管理課長。

管理課長 ; 所有権は県の道路敷ということになります。

委員長 ; 6 番委員。

6 番委員 ; それでは県の土地のままで市道に認定するということなんやね。

委員長 ; 管理課長。

管理課長 ; 今はそういう手続きをとっております。

委員長 ; 6 番委員。

6 番委員 ; そうすると 3 番委員も言ったように、あそこは全く山の中やしね、もちろん道路としての価値なんかなくなっていくわけなので、用途廃止してそして隣接地の人に払い下げてしまうとか、何か始末していかないと今のままで市道にしたとしてもやよ。市道のままということは現実的じゃないですよ。それをやっぱりねそういうようなことを考えていくべきだと思います。

委員長 ; 建設部長。

建設部長 ; 今の市の思いは市道として管理をしていこうという思いであります。議員がおっしゃるように長い将来、ぶち切れの道ですので、周辺の人が使ったほうがいいということもあるかもしれませんが、と言いますのは、公衆用道路、従前が県道ですので、県道に面した、たまたまここは所有者が財産区とか数少ないかもしれませんが、民間の方が道路に接していた場合は、道路の接している権利を取ってしまうということがあると、例えば家が建てられなくなるなど、深くまで思っこのうことをしているわけです。基本的には道路のものは道路で管理をしていこうというつもりでございます。以上です。

委員長 ; 6 番委員。

6 番委員 ; 基本的な考え方は分かります。しかしあその場合は山の中なので周辺に全然家があらへんのやて。その道路はずたずたになってしまっていますので、車だって入っていけないのやて。途中にあるだけやもんでね。だからさっきも話が出たけど、不法投棄のところになるだけなんやて。やっぱりそういうところは早く道路をやめて、そして早く普通の人が入っていけないようにしないと、不法投棄でものすごく困っているの地域は。だからそういったような考え方で地域にお願いしていけば、いつまでも市道で残していくことはないんやね。そういうことなら地域で相談して市に要望を上げさせてもらいます。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; あえてくどいようですが、廃道処理についてはケースバイケースで吉田部長が言われ

た個人の権利を守るというのはよく分かる話でして、ですが将来ですね個人の権利を失わせるようなことはだめですけど、市に移っておれば何か汎用化が図れる場合がありますよね。権利があれば。その時に底地の権限が県にあるということ、10年、20年先に何かのときに伺いを立てたときに、なかなかまた権利が県にあると私の経験上、県はなかなか判を押すことはまずないと思いますので、せっかく管理をするのであれば、将来恵那市のことを思ってそこまで踏み込んだ考えで対応していただきたいということです、強くお願いしておきます。

委員長 ; 他にございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第34号 市道路線の認定について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第34号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第35号 市道路線の認定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第35号 市道路線の認定について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第35号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 3 6 号 市道路線の変更について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 今回市道路線が 2 本が変更になるのですが、まきがね公園線は工業団地の情勢の関係
とありますが、この下の市道長島 255 号線は瑞浪道路がくるという関係でこのよう
な状態に変更するのかというのが 1 点と、2 点目がそれにかかるまでは、ずっと市道
の名前が消えるだけで、通常で使っていくお考えなのかお聞きしたいと思います。

委員長 ; 管理課長。

管理課長 ; まずまきがね公園線でございますが、現在のまきがね公園線の一部が先ほどの議第 33
号にあります、榎ヶ根折坂線と長島 354 号線になります。それから 255 号線につきま
しては一部が今の榎ヶ根折坂線になります。以上です。

委員長 ; 他にございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 3 6 号 市道路線の変更について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸
君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 3 6 号」は原案のとおり可決すべきものと決し
ました。

委員長 ; 次に、「議第 3 7 号 市道路線の変更について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 3 7 号 市道路線の変更について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸
君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 3 7 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 3 8 号 市道路線の変更について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 3 8 号 市道路線の変更について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 3 8 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 4 0 号 平成 2 7 年度恵那市一般会計補正予算 (第 5 号) (歳入歳出所管部分)」を議題といたします。なお、委員会における予算審議・質疑につきましては、平成 27 年度 3 月補正予算恵那市予算資料を中心に行いますので、よろしくお願いします。

それでは本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。6 番委員。

6 番委員 ; 補正資料の 15 ページの合併処理浄化槽の設置事業費の関係で、マイナス補正をなされていますけれども、確か当初で 120 基予定されていたと思うのですが、それが減ってきていると思います。実績はどれだけになるかという見通しとですね、それから公共下水以外の地域の合併浄化槽設置するところの地域の水洗化率はどのくらいになってきているかということをお聞きますのでよろしくお願いします。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 合併浄化槽ですけれども、実績で言いますと平成 26 年度が 91 基になっておりまして、ここ最近少しずつ全体的に減少しているということで、70 基を計上させていただいているということでございます。

委員長 ; 6 番委員。

6 番委員 ; 公共下水以外の地域で合併処理浄化槽で水洗化を図っている地域の水洗化率。ですか

ら地域別のほうが分かりやすければ、そういう地域、恵那地域で6か7地域ありますけれどもそこらへんです。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 浄化槽においての浄化槽エリアの普及率につきましては、63.6%の水洗化率でございます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第40号 平成27年度恵那市一般会計補正予算(第5号)(歳入歳出所管部分)」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第40号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第43号 平成27年度恵那市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

平成27年度3月補正予算恵那市予算資料28ページから29ページをお願いします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第43号 平成27年度恵那市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第43号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第４４号 平成２７年度恵那市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）」を議題といたします。

平成 27 年度 3 月補正予算恵那市予算資料 30 ページをお願いします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第４４号 平成２７年度恵那市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）」

は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全会一致）

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第４４号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第４５号 平成２７年度恵那市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）」を議題といたします。

平成 27 年度 3 月補正予算恵那市予算資料 31 ページから 32 ページをお願いします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第４５号 平成２７年度恵那市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）」は

原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全会一致）

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第４５号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第４７号 平成２７年度恵那市水道事業会計補正予算（第３号）」を議題といたします。

平成 27 年度 3 月補正予算恵那市予算資料 34 ページから 35 ページをお願いします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 34 ページですけれども、これを見ますと東部広域水道受水費が 1,100 万円も削減されていますけれども、東部広域水道を受水しているところは意外と振興住宅地が増えていく部分が非常に占めているんですが、その中であってその上 1,100 万円も受水を削減する要因ですね。それだけ水を使わなくなった要因は何と分析しているかお聞かせいただきたいです。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; まず本年度の予算額ですけど、26 年に東部広域水道が受水の減をいたしました。当初どの程度こちらとしても縮減されるのかが分からないところもありましたので、ある程度余裕を持って予算を組んでおったということで、26 年度、27 年度と運用していく中で実績に基づいて減額をさせていただいたということも 1 点ございます。それから当然のことながら、人口減少というのも起こっている現状ですので、人口減の割り振りも考えて減ということでございます。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 35 ページですけど、委員会の説明では 4,700 万円は内部留保であるから有効に使いたいということでしたが、この建設改良工事の中にその他の工事、設計委託費等が増えておりますが、この改良は、設計委託料の増等があるわけですけど、改良工事というものはきちっとされてみえるのか、何の設計委託なのか聞きたいです。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; これはですね、まず 1 つは恵那峡公園線において県のほうで歩道整備を行っていただいております。その関係で支障移転等がございました関係。それから町の中で剥離という現象が起きています。これは古いポリエチレンパイプというものですけども、管が塩素等の反応によって剥離を起こしまして、薄く剥がれてくると。それが詰まりを起こすような状態で、今はそれをしないような管を施設しているわけですけども、そういったものの剥離改修事業ということ。それから設計のほうですけども、これは東野の清水白坂線ですけども、ここが用地等の買収が可能になったということで、これから計画されるということで、水道のほうもそれに合わせて計画していくという委託でございます。以上でございます。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 中身は分かるのですが、設計改良の計画が毎年あると思うのですが、そちらがきちっとできているかどうかということを聞いているのですが。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 今回の場合は緊急に対応しなければいけないということで、あえてここで計上させていただきます。

委員長 ; 他にございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第４７号 平成２７年度恵那市水道事業会計補正予算（第３号）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第４７号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

会議の途中ではありますが、ここで 15 分間休憩させていただきます。再開時間は 10 時 25 分とさせていただきます。

(午前 10 時 10 分休憩)

(午前 10 時 25 分再開)

委員長 ; 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

委員長 ; それでは次に、「議第５２号 平成２８年度恵那市一般会計予算（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

なお、当初予算の内容は大変広範囲でありますので、委員の皆様には事前に配布しておきました「質疑区切り表」に合わせて質疑をしていただくようご協力願います。

まず歳入から行います。

予算資料の 16 ページから 20 ページまでの歳入 所管部分についてご質疑ありませんか。

４番委員。

４番委員 ; ゴルフ場利用税交付金増の理由とですね、住宅使用料の減の理由、それとですね、林業補助金の減の理由をお聞きします。

委員長 ; 総務なので質問を変えてください。

4 番委員 ; 住宅使用料の減と林業の減。

委員長 ; 都市住宅課長。

都市住宅課長 ; 住宅使用料の減でございますけれども、予算額は 10 月時点の入居者で予算を見積もっております。26 年 10 月時点の入居者で算定しておりますのは 27 年度でございます。28 年度、今年度予算につきましては、27 年 10 月の入居者で算定しております。200 万円ほど減額になっておりますが、全体の 2 % でございます。実際の入居者につきましては 10 月時点で 3 % の減となっておりますので、その分で減額、入居者の数により減額になっております。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。農林課長。

農林課長 ; すみません。ハードの部分とソフトの部分でちょっと手持ち資料では分からないので、後で答えさせていただくことをお願いしたいです。

委員長 ; 後でよろしくお願いします。他にありませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 使用料、17 ページの保健衛生使用料ですけど、これ説明では火葬場使用料ということでしたけど、恵那市は火葬場使用料 1 件当たり 5,000 円ですので、そうすると 1,100 万円もあるのはすごい金額と思うのですがこの内訳を教えてください。市民福祉に移った。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 先ほどの住宅の使用料ですけど 2 % 減だということでしたけど、現在は全部埋まっていると思いますがその辺りどうですか。

委員長 ; 都市住宅課長。

都市住宅課長 ; 今日現在の資料は持ち合わせていないのですが、現在入居者を募集しております。順次入退居がありますので、変化しております。以上です。

委員長 ; 他にございませんか。
(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に歳出に入ります。

歳出の内容は大変広範囲でありますので、ページを区切って、順に質疑を行いますのでよろしくお願いいたします。

まず、予算資料の 21 ページから 32 ページまでの 2 款 総務費 所管部分について、ご質疑ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料の 39 ページから 43 ページまでの 4 款 衛生費 所管部分について、ご質疑ありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 先ほどの合併浄化槽の補正の話が出ていましたけれども、120 基であったのですが、少なかったということで、今回 95 基になっているということで、当然前年がそうであつたら、今回 95 基になるんですけども、基をオーバーした場合、増えた場合には補正というのはできるんですかね。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; そういった場合は、浄化槽は国、県の補助がありますので、そこと相談させていただいて増額させていただく場合もあります。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 42 ページのじん芥処理のところに工事の請負費が 3 億というのがあります。これはだいたい認識はしていますけれども、どういうふうに 3 億が載ってきているかお聞きしたいと思います。

委員長 ; 所管部分のみでお願いします。他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料の 43 ページの 5 款 労働費 について、ご質疑ありませんか。3 番委員。

3 番委員 ; 雇用マスタープランの内容をちょっとお伺いしたいと思います。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; 今回新たに雇用創出の担当部局もできるということもございまして、市内の労働環境、雇用環境の実体調査とそれに対する施策として考えられるもの。それから今いろんな近隣のところでやってみえる施策の調査を実施したいと考えております。

委員長 ; 他にありませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 43 ページのですね、労働費の今の部分ですけど、この貸付金の 4,000 万円ですね。たぶん住宅資金だと思うのですが、一時厳しいときは 2,000 万円に減った例もあるのですが、だいたい 4,000 万円で足りているのかどうかというのが 1 点と、貸付た後の返済は滞りなく予定どおり行われている現状なのか教えてほしいですけど。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; 労働費で出しております生活資金それから住宅資金ですけども、これは労働金庫さんと協調しておりまして、労働金庫さんのほうに貸付金として 4,000 万円お貸しして、10 倍の 4 億円の枠をもって、労働金庫さんが運用しているというものでございます。枠が若干不足していたこともあって、過去に補正をして今は 4,000 万円という枠にさせていただいたということと、それから生活資金のほうは若干利用が少なくてですね、住宅資金のほうは非常に利用が多いので、今は住宅資金が 8 割、9 割を占めています。

特に返済が滞っているというお話しは聞いておりません。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料の 44 ページから 48 ページまでの 6 款 農林水産業費 について、ご質疑ありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 46 ページのですね、都市農村交流事業で、1 番メインは今まで棚田辺りも十分継続してやっているんですけども、新しい担い手も育ってですね、先日も農業新聞にトマトをやるとか、若い方がやっているのですけども、そういう方達の販路のために他所の事例で言いますと、東京や名古屋のシェフに直接売り込むというのが、1 つの新しい販路でやっているのですが、そういったシェフを集めたような交流を持つとか、そういう新しい試みの計画はどうお考えかお聞きしたいのですが。

委員長 ; 農林課長。

農林課長 ; 今議員のおっしゃられるとおり、都市農村交流に関しましては棚田ですとか、その他にアクト事業といいましてアグリカルチャートレーニング事業として、それぞれの企業さんが来ていただいたりしているというところでございます。その中で若い方ということで、トマトの方が、個別にはトマトの農家さんがシェフの方に卸してみえるとは聞いておりますので、シェフの方を集めてというところまでいくかどうかは分かりませんが、今後そういう方にどんなふうにやってみえるか聞きながら、若い方が都会に売っていけるような形作りの検討を進めたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長 ; 他にありませんか。 2 番委員。

2 番委員 ; 45 ページですけど、6 款 6 目の猟友会員の負担軽減のための免許の新規、更新手続きの助成と毎年あるんですけど、昨年のこれの実績なんかは分かりますかね。

委員長 ; 農林課長。

農林課長 ; 手元に資料があるんですが、ちょっと後にしてもらっていいですか。

委員長 ; 他にありませんか。 2 番委員。

2 番委員 ; 47 ページの 2 項 2 目でやすらぎの森とあるんですが、どこが管理しているか分かりますかね。

委員長 ; 経済部長。

経済部長 ; これは場所が恵那峡公園線、県道がございまして、恵那峡の入り口のところに信号があります。信号の手前を民宿の藤太郎さんとかありますね。それをもう少し戻ってい

ただきまして、大きいカーブがあって、その西側にやすらぎの森というところがございまして、ちょっと山の頭のところで、これは自治会の方に管理をしてもらっています。土々ヶ根公園ですね。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; 武並にもやすらぎの森というのがあったものですから、そこかなと思いながら質問させていただいたんですが、武並にもありますよね。

委員長 ; 経済部長。

経済部長 ; 武並ではございません。今説明させていただいた大井町の土々ヶ根地内でございます。

委員長 ; 他にありますか。農林課長。

農林課長 ; 先ほどの有害捕獲の実績ですけれども、26 年度になりますが、イノシシの捕獲数として 732 頭、サルとしては 28 頭、シカに関しては 20 頭、カモシカに関しては 4 頭、カラス等に関して 316 羽、そのような形で有害捕獲の実績を上げておりますのでよろしくお願いいたします。猟友会員の実績に関しましては、会員数、26 年度になりますけれども、前年対比でいきますと減っております。罾が 3 名増えまして、銃が 2 名、それから第 2 銃が 1 名減っております、トータルとしましては、罾も合わせまして 170 名ということで、増減はございません。25 年度と比べると増減はありませんが、銃に関しましては 3 名減ということで、第 1 銃が 56 名、第 2 銃が 19 名ということになっております。罾は 139 名です。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; そのうち 2 名は増えたけれども、辞められた方も何人か見えるということでマイナス 3 名と理解してよろしいですか。

委員長 ; 農林課長。

農林課長 ; 増減的には 170 名と 25 年度とは変わっておりませんので、139 名の罾と、56 名の一種の銃と、第二の銃が 19 名ということで、銃のほうが 3 名減って、罾のほうが 3 名増えて、全体的には増減なしというところです。

委員長 ; 他にございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

次に、予算資料の 48 ページから 49 ページまでの 7 款 商工費 について、ご質疑ありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 49 ページの恵那ブランドの育成の小口融資の実施があるのですが、銀行窓口は何社でどこかということと、それから小口融資の実施云々だけではなくて、さっきの条例もあったので、企業のサポート支援というものを何か考えられないかというものですけ

ど、その辺りは商工会議所がやればよいという話だけではなくて、企業のサポートも何か考えられないかと思うのですが、その辺りはどうですかね。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; 小口融資のほうですが、市内の金融機関。農協を除く一般の銀行、信用金庫と提携いたしまして、市のほうが貸付金という形で預託金を預けると、それを原資に5倍の融資枠を持ってやるというものでございまして、各金融機関全てでその枠は持っております。持っているのは十六銀行の恵那支店、十六銀行明智支店、大垣共立銀行、岐阜信用金庫恵那支店と明智支店、それから東濃信用金庫、これだけの金融機関が窓口で行っております。それからサポートができないかというお話をいただきました。これは条例のほうでもお話しさせていただきましたけれども、今回中小企業の支援のための条例をまず作り、これから施策のほうを実行していきたいと考えております。当面今行っているものとしましては、小口融資の他に、借りられた方への利子補給であったりとか、保証金の給付については今もやっていますので、そういったものも含めて今後拡充を考えたいと思います。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 今小口融資の銀行別を教えてくださいんですけど、査定が銀行によってばらつきがあるのではないかと気がなるのですが、実際にはそうではないかもしれませんがその基準というか、各銀行が統一されていないようなところもあるので、どのように認識されていますか。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; 現在各銀行が融資されるに当たっては、銀行としての業務として行っていておりまして、市のほうが査定の基準を示しているわけではございませんで、市としては原資を供給して、新しいメニューを作っているという状況です。したがって、査定についても銀行それぞれの基準については把握をしておりません。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。5番委員。

5番委員 ; 49ページですけど、観光施設維持管理事業費の中で、私の認識を確認したいのですが、ヘルシーハウス山岡という施設の維持管理費がありますけれども、これは通称がかんてんかんに変わったのか、まだヘルシーハウスで売っているのか、その認識を確認したいので教えてください。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; 設置条例等はヘルシーハウス山岡のままでございまして、明知鉄道が募集しましたかんてんかんという名称は通称名として今は使っております。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; そうすると山岡の伊藤モータースの信号機の前にサークルKがあるんですけど、その案内看板がヘルシーハウス山岡のままなんですけど、かんてんかんて売っていくなら表示を、例でいうとユニーがあっても、ピアゴやアピタでやってますけど、ヘルシーハウスをあくまで会社名にするなら、一般のPRの標語だけは統一したほうがいいと思いますけどそのお考えをお願いします。

委員長 ; 商工観光課長。

商工観光課長 ; この件は明知鉄道さんからご要望いただいているのですが、なかなか予算のお話しもあつてできない状況です。なるべく早く対応するようにいたします。

委員長 ; 他にございますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

次に、予算資料の 50 ページから 54 ページまでの 8 款 土木費 について、ご質疑ありませんか。1 番委員。

1 番委員 ; 51 ページの主要地方道なんですけど、恵那西工業団地。これを一生懸命やってみえると思いますけど、これができんことには工業団地もできんということです。どのような進み状況かお聞かせください。そして今年はどこまで行くようになっているのか。

委員長 ; 建設政策課長。

建設政策課長 ; 今現在はルートを地元関係者の方と協議し、ルートはだいたい決まった状況です。今は測量設計を始めました。あと詳細設計を行いまして、来年度になりますと丈量を行い、用地買収を行い、一部工事を着手して、平成 30 年完成を目指しています。平成 28 年に工事に着手する予定です。

委員長 ; 他ありませんか。5 番委員。

5 番委員 ; 51 ページになりますけれども、生活市道整備事業費の中で、大洞亜炭線ですけど、今回表示が用地補償となったので、いよいよ前進かなと思うのですが、総文でも出たと思いますけど、将来のこども園に通じる道路ですので、この辺の見通しをお聞かせください。これなかなか改良ができないような状況だと思うんですけど。

委員長 ; 建設政策課長。

建設政策課長 ; こちらの路線に関しましては以前から永田区のほうから要望をいただいております、今回改良を計画しているところは家屋がある箇所でございます。ですので家屋の移転補償まで行って改良までは難しいということで、家屋が個人さんの都合で移動なり、立て替えるときに用地のご協力をいただいてということで、以前より進めてまいりました。今回所有者の方が家を建て直されるということで、そういうことが決まりました。

たので、土地を買収させていただくという話が進みましたので、今回用地補償を計上させていただいております。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; それでは長年の問題は解消したと理解でいいですね。また他にもう 1 つ家屋があるとかではないですね。

委員長 ; 建設政策課長。

建設政策課長 ; そういうことで来年度進めたいと思っております。

委員長 ; 他にありませんか。3 番委員。

3 番委員 ; 51 ページの街路樹の剪定のことについてお伺いしますが、街路樹の剪定はヤナギなんて棒が立っているような形になってあまり評判が良くないわけですね。それで大きな木は頭を切ってしまうと、街路樹だけではなくて公園なんかも大きな木の頭を切ってしまうと、あまり見てくれが良くない感じがします。その辺のところの管理状況の、仕様とかマニュアルがあって指導されているのか、やられる方にフリーで任せているのか、まちづくりなんかでは街路樹も 1 つの景観を保つ大事な要素ですので、その辺のところは同じお金をかけるなら大切なことだと思いますがどのような考えでおられるかお聞きします。

委員長 ; 管理課長。

管理課長 ; 街路樹の管理につきましては、例えば議員さんが例に上げていただきました、ヤナギにつきましては毎年歩行者とか自転車の方が顔とかに当たって非常に歩きづらいとか通行しにくいということがありますので、毎年剪定させていただいて、その歩行者や自転車の方に不快な思いをさせないことで管理させていただいております。あと、頭を切ってしまうというのは、伸び過ぎてしまうと、管理上不都合なこともございますので、頭を剪定させていただいて上に伸びないようなこともやらせていただいております。特にこれといった基準というのは現在のところ持ち合わせておりません。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; これは要望ですが、やっぱり街路樹を選んだりするときに、管理の問題、それから今の通行者の建築限界ですね、その問題もありますので、切る位置と管理の問題、これから進めていかれるわけですから、その辺のところは将来を見据えた感覚できちっとやっていかないと、冬になると棒が立っているだけで、景観がまったく悪い、せっかく景観、景観という中で、冬場のまちづくりではマイナスの点になりますので、是非その辺のところを考えて進めていただきたいと思います。要望しておきます。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 53 ページの先ほどの特定空家の話ですけど、先ほど特定空家は現在 1 件だと言ってみえたので、工事の請負費が 200 万円出てきていますが、ある程度、こんなものぐらいという話なのか、ある程度の額を設定してなっているのか、どういうふうに考えていますか。

委員長 ; 都市住宅課長。

都市住宅課長 ; 該当物件につきましては、長屋建てでございまして、特定空家に正常の建物が引っ付いていて、特定空家を壊すと、その部分の補修等も発生するということで、そういうことを見越して 200 万円としています。最終的には特定空家でない状態、安全を確保するということにしておりますので、建物を除去まではできないのですが、道路に出てこないような対応を今考えております。明智のもので予算化を予定しております。

委員長 ; 他ありませんか。3 番委員。

3 番委員 ; 52 ページの耐震促進事業ですが、状況はどんな状況ですかね。

委員長 ; 都市住宅課長。

都市住宅課長 ; 耐震診断のほうでございすけれども、平成 14 年から 27 年まで 359 件診断しております。補強工事につきましては同じく 14 年から 27 年で 21 件、実施率については進んでいませんけれども、補強工事が 27 年度 6 件ということで、今まで毎年 1 件程度だったんですけど、今年度は補強の工事がかなり進んでいるという状況です。以上です。

委員長 ; 他ありませんか。2 番委員。

2 番委員 ; 53 ページの空家対策の事業費ですけれども、市内 700 件あるということで、ある程度の把握はしてみえるわけですけど、この現地確認、この審査会が設けられたということで、最終的な審査員がどのように確認をするかということですけども、現地に行って確認するのか、資料だけで判断されるのかね、あと委託料 260 万円は全協の時にゼンリンに委託すると言われましたが、これ全部 260 万というのがそれに当たるわけですかね。それをお聞きします。

委員長 ; 都市住宅課長。

都市住宅課長 ; まず空家の審議会のほうの現地確認の件ですけども、基本的には現地を見ていただく必要があると思っております。この辺の審査の仕方についても第 1 回の審議会のほうで委員さんに意見を伺いながら、確認をさせていただきたいと思っております。それから予算、委託料につきましては 27 年度の補正で現在恵那市内の空家のデータ、これはデータだけですので、来年度現地調査をするということで、空家の写真だとか

住宅地図に位置を落とすとか、それからデータベースの作成の委託料で 262 万円の見積もりをしました。以上です。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; 空家の調査と資料というのは、ある程度振興事務所で把握しているんじゃないですか。写真付きで。今ゼンリンと言われましたが、ある程度全てできていると思うんですけども、いかがですかね。

委員長 ; 都市住宅課長。

都市住宅課長 ; 周辺部の振興事務所についてはある程度把握している物件もあると思います。主に空家は市街地が大半だと思われます。最終的にどの部分を現地調査していただくのは、700 件の中で多少精査が必要かと思っておりますので、その部分で委託料についても変更が出てくると思います。

委員長 ; 他ありませんか。1 番委員。

1 番委員 ; 53 ページ土地区画整理事業ですが、正家第二、委託料として 2,180 万円。これは民間の業者がということを聞いていたわけですが、市道の改良については市で設計から工事までやるということですか。区画整理については計画から民間に任せて、工事もやるというのは聞いていますが、その辺お願いします。

委員長 ; 建設政策課長。

建設政策課長 ; 正家第二の土地区画整理事業につきましては、今回市で始めて業務代行方式ということで、民間の事業者へ委託して事業を行うということで、その面の中で、都市計画道路につきましては市のほうで設計を行い、今現在では施工まで市のほうでやるというような考えもございしますが、施工に関しまして今後組合と、業務代行者と検討していくこともあろうかと思いますが、今現在は都市計画道路は市のほうの直営でという考えでおります。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; 都市計画道路については外側というか、外回り。中に入っている道路については一切民間の取られた会社がやられるということによろしいですか。

委員長 ; 建設政策課長。

建設政策課長 ; 都市計画道路は今回の計画で 2 路線ございまして、1 番南側のパチンコ屋さんに向した道路、あそこが 1 本赤田中曽根線という都市計画道路があります。現在道路があるところを 15m の都市計画道路にするところと、あと 19 号の川上屋さんから入っていくところで信号がございしますが、今一部川上さんのところで止まっておりますが、あれがずっと南に延びるのも都市計画道路でございまして、こちらは寺平的ヶ屋敷線

という都市計画道路です。ですから、寺平的ヶ屋敷線は今回の区域の中を通過する道路ですので、外周と中を通過する道路と2路線ございます。他の区画道路などは組合施工ということです。

委員長 ; 他ありませんか。4番委員。

4番委員 ; 大井宿のポケットパークの整備設計のところですけど、53ページのところですね。設計委託料だけなのか、工事もやっているのかどういうふうでしたかね。470万円と500万円とあるのですけど。

委員長 ; 建設政策課長。

建設政策課長 ; 設計委託料で、工事のほうは案内看板のほうの工事費です。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 案内看板はどんな案内看板でしたっけ。

委員長 ; 建設政策課長。

建設政策課長 ; 案内看板は今回の設定してある区域が武並神社から大井宿を含めた区域が都市再生整備計画の区域になっております。そして武並神社と大井宿を結ぶところの案内看板とか、今現在ある施設看板がありますけれども、いくつかの中山道の施設を表示したような看板のリニューアルと、区域全体を表示するような案内看板を設置する予定です。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 何ヵ所くらい立てる予定です。何ヵ所とか場所とかは。

委員長 ; 建設政策課長。

建設政策課長 ; 全体表示の看板は1ヵ所で、誘導看板は10ヵ所で、施設説明の箇所は今現在老朽化しているものを今現在検証しておりますので、必要のあるところを改修するということです。

委員長 ; 他に。5番委員。

5番委員 ; ちょっと所管がずれたら申し訳ないのですが、大井宿のポケットパークの整備設計に入りますよね。もう1つ全体の予算の中で行在所の隣接地の用地を買うというのはどこの部署で買うのか、ポケットパークをもう1つ作るのに買うのか、行在所整備計画の中で買うのですかね。

委員長 ; 建設政策課長。

建設政策課長 ; 行在所の隣接する土地を買うのは文化スポーツ課で購入するということを聞いております。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; その買う目的はそっちで聞かなあかんね。全く近所なんで用地ばかり買ってどうす

るのかと。分かりました。

委員長 ; 他ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

次に、予算資料の 73 ページの 11 款 災害復旧費についてご質疑ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料の 7 ページの債務負担行為（現年度議決分） 所管部分について、ご質疑ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算書の 330 ページから 333 ページの債務負担行為（過年度議決分） 所管部分について、ご質疑ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算資料の 8 ページから 12 ページの地方債の状況の所管部分について、ご質疑ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算書の 2 ページから 5 ページの第 1 表 歳入歳出予算 所管部分について、ご質疑ありませんか。

委員長 ; 他にございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算書及び説明書の 2 ページから 5 ページの第 1 表歳入歳出予算（所管部分）について、ご質疑ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 次に、予算書の 7 ページから 9 ページ、歳入歳出予算事項別明細書 所管部分について、ご質疑ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; そのほか、全体をとおして、所管部分について他にご質疑ありませんか。

農林課長。

農林課長 ; 町野議員から質問を受けておりました林業補助金の減のお話しですが、5,129 万 5,000 円の減ということですが、公共林道、飯地町にあります大沢線が完了したことによりまして、5,250 万円ほどの歳入減となることが主な理由になりますのでよろしく願いします。以上です。

委員長 ; 4 番委員よろしいですか。他全体についてご質疑ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 他に質疑がありませんので、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 2 号 平成 2 8 年度恵那市一般会計予算（歳入歳出所管部分）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

全会一致であります。よって、「議第 5 2 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 5 5 号 平成 2 8 年度恵那市簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

予算資料では、86 ページから 88 ページになります。ご質疑ありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 全協の時ですが、補助金の補助が付かないという話が出ていたと思いますけど、何か理由が、工事ができなかったから付かなかったんですかね。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 補助金が付かなかったのは平成 27 年度予算に対して付かなかったということで、28 年度については付く予定でございます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 5 号 平成 2 8 年度恵那市簡易水道事業特別会計予算」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 5 5 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 5 6 号 平成 2 8 年度恵那市農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。

予算資料では、89 ページから 90 ページになります。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。1 番委員。

1 番委員 ; 90 ページの個別排水処理施設の維持管理費です。岩村地区。これって毎年聞かれるような気がします、何戸でしたかね。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 30 戸でございます。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; そうすると 1 件当たり 8 万円ぐらいになるということかね。今合併浄化槽でらくらくでやると 6 万円ぐらいで済むと思うんです。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; らくらく契約につきましては、永年契約ということになっておりまして、これも確認させていただいたんですけれども、市の場合ではそういう永年契約がなかなかできないということで、単年契約ということでらくらく契約はやっていないという状況です。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; これ下水が引けなかったのもこの 30 戸については補助するという格好なんですけど、下水なんかやと、水道料金に対する下水道料金を払うわけですね。そういう部分につきましてはこれ全額負担ということで、その辺今後とも全額、これ全額だと思えます。水道を使って下水を払う場合はその差額分が当然出てくるわけですね。合併浄化槽使ったら合併層の人は処理はただですよ、補助しますよという格好だと思えますけど、その辺永代こういうふうで行くのか、市が無くなるまでこういうことになるわけですかね。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 個別排水処理区域は他の特環農集と同じように、水道使用量を基に下水道料金を徴収しており、管理については合併浄化槽の管理ということで、この予算を組まさせていただきます。ただ、将来について、どういう形になるかということについてはまだ検討はしていない状況です。ちょっとどういう形になるかはまだ見えてこないところで、下水道の代替ということで、当時の施策でやられたと思います。

委員長 ; 市長。

市長 ; 近く経営審議会を開催しますので、そこに提案して合併時の経緯を話して、その上でこれをどうするかそういうところでも議論させていただいて、今いきなり課長が言ったようになくすのは難しいと思いますので、将来的にどうするかは大きな問題だと思いますので、他の地域とのバランスということもありますので、まずは経営審議会にお

諮りして、こういう実体があるということを説明して、どうしたらよいかということ
を検討させていただきますので、よろしくお願いします。

委員長 ; 他にご質疑ございませんでしょうか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 6 号 平成 2 8 年度恵那市農業集落排水事業特別会計予算」は原案のとおり
可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 5 6 号」は原案のとおり可決すべきものと決し
ました。

委員長 ; 次に、「議第 5 7 号 平成 2 8 年度恵那市公共下水道事業特別会計予算」を議題とい
たします。

予算資料では、91 ページから 93 ページになります。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。1 番委員。

1 番委員 ; さっきの土地区画整理に絡んでですけども、公共奥戸処理の中の正家第二について
もまったく一緒のことですかね。都市計画道路に入る分について設計するということ
でいいですかね。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; この場合は、うちの場合ですと下水ですので、下水道のエリアになるところを全てを
設計するということをお願いしたいと思います。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; 工事委託については向こうに委託するのか、公共下水のほうで発注するのか。その辺
どういう段取り。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 委託についてはこちらのほうで委託を考えております。工事もちょうど対応します。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; 区画の中の全部の工事については公共下水でやるということですよ。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長；その予定でございます。

委員長；他にご質疑ございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長；ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

委員長；討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 7 号 平成 2 8 年度恵那市公共下水道事業特別会計予算」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全会一致）

委員長；全会一致であります。よって、「議第 5 7 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長；次に、「議第 6 1 号 平成 2 8 年度恵那市水道事業会計予算」を議題といたします。

予算資料では、98 ページから 103 ページになります。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。3 番委員。

3 番委員；103 ページの貸付金のことについて、関連して質問したいと思います。9 億 5,000 万円ほどと、今年度補正で 4 千何百万円ほど貸付を計上されておりますが、これは企業会計としてはまったくいいアイデアで、いいことだと思います。他所の自治体でも下水道会計貸付けているということはあるのですが、これだけ内部留保が 20 億円ほどあるという話ですので、これだけあれば料金を下げなければならないという案も出てくると思いますし、ただ下水道営業の場合ですね、当然人口減少も進んできますし、老朽管の施設替え、いろいろなメンテナンスもありますので、この辺の中で、長期計画ですね。特に下水道の経営計画は人口もはっきりしていますし、市の状況も分かっていますので、計画は立てやすいと思いますがこの辺はどのような形で立ててみえて、貸付が可能なのかということと、先ほど市長さんがちょっとありましたが、下水道審議会をとということですが、下水道審議会に値上げの時だけではなくて、定期的な情報を流してですね、経営の状況をしっかりと話していただいた中で、市は健全にこういうことをやっていますよというような対応をされておるのかこの辺をお聞きしたいと思います。

委員長；上下水道課長。

上下水道課長；経営状況でございますけれども、29 年度に上水と簡水が統一します。シミュレーショ

ンをしておりますけれども、その中で簡水が入ってきますと、減価償却のほうが増えてくるということで、今後料金ではなかなか賄っていけないというのが、現状になってきて、資金が今後不足してきます。ただ国のほうもそういった統合による自治体が多いので、国のほうも何らかの助成というものは考えております。今後どのようにしていくかということを検討していきたいと考えております。今現在、決してその裕福であってお金が余っているのではなく、今後はだんだんこの内部留保も少なくなってくるのではないかという予測は今現在でしております。お話をさせていただきますと、今現在上水道と簡易水道で一部でございますが料金の格差がございます。口径 13 mm のところについて、基本料金。それから重量料金で 18~20 m³を使うところで少し上水のほうが高くなっておるといような現状がございますので、そこら辺のところも今後経営審議会のほうでご議論いただいてどういうふうにしていくかということも踏まえて、さらに検討していきたいということで、方向が決まったら議会のほうへ報告させていただきたいと考えています。

委員長 ; 市長。

市長 ; ご案内のように、平成 29 年から簡易水道は統合することになりました。恵那市の場合は簡易水道の割合がかなり高い。これからはおそらく料金的には上げていかないといけない時期がくると思います。現在そのシミュレーションを作っていますので、それを経営審議会にかけて今後どうしていくかということを議論して頂きますが、長期的に見ていかないといけない。それで、この 10 億円の貸付金もその状態のときに返してもらうこともあるかもしれませんが、当面はそのまま行けるということも考えていますので、またこのことは大変恵那市民の 1 番生活に関わる問題で、料金値上げという大きなこともかかってきますので、この辺はしっかり経営審議会に議論していただいた上で、また議会のほうにもご報告しながらご意見をいただいて健全経営をしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員長 ; 他に。4 番委員。

4 番委員 ; 貸すほうは企業会計だから有利だからということで、借りた側のほうは何か目的があってこれは。貸す理由というのがちょっと分からないのだけれど、借りたほうはどうなのかと。それと 10 億の期間がどうなのかと。その辺ちょっと分かりにくいのでご説明をお願いします。

副市長 ; 借りる側の土地開発公社の理事長ですのでお話ししますが、これは市中金融機関で借りるのか、こちらで借りるのかということで、お話しをしている段階です。今の上下水道課長のほうとしましては、要は現在定期預金とかの金利が非常に安いので、

それより高い金利ならメリットがあるということです。そしてうちのほうでは、市中金融機関で借りるよりも低い金利で借りられれば得になりますので、その間を取って両方で折半するような、お互いにウィンウィンという関係になればいいかなと思ってこういう形にしています。ただし、金融機関が非常に低い金利を出してきた場合はあまりメリットがありませんので、一応こういう形を取っておりますけれども、ひょっとすると市中金融機関で借りる場合もあるかもしれません。補償としては市のほうと協定を結んでおりますので、必ずお返しすることになりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 利子の範囲ということは分かるのですが、借りる側は何か事業をやるという、その辺のところをお願いします。

委員長 ; 副市長。

副市長 ; 事業としては恵那市工業団地を今回造成しますので、その事業費でございます。

委員長 ; 他にありませんか。1 番委員。

1 番委員 ; 去年も老朽管の関係で補助金がこなんだと。今回 9,500 万円も少ない老朽管の工事費と委託なんですけど、本当さっきも内部剥離があつてとか、本当に水道の管の質の悪さが問われているとこなんですよね。地震なんかきたらどんだけ爆ぜるか分からん管が今いっぱいある中で、ここがこんだけ減額になるということは、補助金こんでかんかないということだけでは今後長期的に考えてもらった計画はお金の面は必要あると言われましたけれども、この管について本当に老朽管についての、10 年間ではこんだけ全部の老朽管を直すとか、5 年間で直すとかそういう計画的なものは立ててあるのか、その辺お聞きします。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 今現在老朽管更新事業ということで、計画をしております。老朽管更新事業は平成 25 年から 31 年まで計画を立てております。その中で国の考え方が少し何でもかんでも老朽管がいいわけではなくて、ちょっと縛りが出ておりまして、なるべくメイン管であるということ、なるべく本管、どこでもよいというわけではないものですから、それに合わせた老朽管工事事業というものを考えておりまして、末端に行きますとそういう古い管がいっぱい出ております。それについては自前でやっていかなければならないということで、できるだけ補助金をもらえるような形で老朽管更新事業は進めて行きたいというふうには考えております。どうしても年数が増えていって、実際に何回も漏水があるようなところについては施設替えはやらさせていただきますけれども、

なるべく有利な方向でやっていきたいと考えています。以上でございます。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; 有利なことは分かるのですが、要するにこれだけの内部留保のお金は持っていて、老朽管を捨ててくよと、いざ何かあったときに、水は何にもないよという状況に陥らないかということなんですよ。これを 32 年までにきっちりした計画を立てて、やるなら内部留保のお金を使うなりして、そういう計画をきっちり立てたほうが、市民は安心すると思うのですが、その辺の長期的な考えは末端まであるかということなんです。これは無いってことです。1 億も今回減らすということは。去年と思えば 1 億減額なんで。それで計画があれば 1 億も減ってこないと思うのですが、何とか一般会計のほうからとかそういうことも考えれんか。基金がたいへんあるで。そうだけどそういうことも考えないかんと思いますけど、その辺の考えがしっかりあるのかということなんです。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 意向としてはそういう形でやって行きたいと考えておりますけれども、ちょうど今過渡期で、前年までは範囲の広いところで老朽管更新事業ができていたんですけど、国の補助の考え方が少し変ってきたものですから、減額しているということで、ただ、言われましたように今後はそれも含めて古い管については更新が必要になってきます。それから簡易水道につきましても随分古いものがありますので、そういったようなものも含めて今後老朽管事業について考えていきたいと考えております。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; 考えてもらうことは結構ですけど、今どこにどんな古い管が入っているとか。ここはこういう事業でやるとか。道路なんかは今一生懸命決められとるよね。その計画をきっちり立てたものを、しっかり提出できる状態に今ありますか。市長は長期的に立てると言われたもんで。今はないと思うので今後きちっと出せるような形にしてください。以上です。

委員長 ; 要望でいいですか。

他にご質疑ありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 6 1 号 平成 2 8 年度恵那市水道事業会計予算」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 6 1 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題をすべて終了しました。
最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 ; ありがとうございます。
それではこれもちまして、平成 2 8 年第 1 回経済建設委員会を閉会いたします。たいへんご苦勞様でございました。

午前 11 時 33 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 経済建設委員長 深 萱 安 信